

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

プロスタッフ株式会社とプロスタッフ株式会社 労働者代表 黒田 勝男 は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条（対象となる派遣労働者の範囲）

本協定は、派遣先で以下の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

1. 一般事務員
 2. 会計事務員
 3. 生活衛生サービス
 4. 接客・給仕の職業
 5. 生産設備（金属除く）
 6. 金属材料製造等
 7. 製品製造・加工処理
 8. 機械組立の職業
 9. 製品検査（金属）
 10. 製品検査（金属除く）
 11. 生産関連・生産類似
 12. その他の輸送の職業
 13. 定置・建設機械運転
 14. 運搬の職業
 15. 包装の職業
 16. その他の運搬等の職業
 17. 農業の職業
 18. 生産設備（機械）
 19. 清掃の職業
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 プロスタッフ株式会社は、対象従業員について、その労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本労使協定の適用を除外しないものとする。

第2条（賃金の構成）

対象従業員の賃金は、以下のとおりとする。

1. 基本給
2. 時間外労働手当
3. 深夜労働手当
4. 休日労働手当
5. 通勤手当

第3条（賃金の決定方法）

対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした「別表1」のとおりとする。

1. 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和5年8月29日職発第0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和4年職業安定業務統計による職種別平均賃金（時給換算）」（厚生労働省）を用いることとする。

2. 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。
3. 地域調整については就業地が茨城、千葉、栃木、埼玉にわたることから、通達に定める「地域指数」の「茨城」、「千葉」、「栃木」、「埼玉」により調整する。

第4条（基本給）

対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2-1～2-18のとおりとする。

1. 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
 2. 別表2-1～2-18の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。
 - L5ランク：10年
 - L4ランク：5年
 - L3ランク：3年
 - L2ランク：1年
 - L1ランク：0年
- 2 プロスタッフ株式会社は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額を昇給・増額して支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条（時間外労働手当・深夜・休日労働手当）

対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、契約社員就業規則に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条（通勤手当）

対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。上限金額は12,830円とする。（時給換算額74円）

第7条（退職手当）

対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」のうちの退職金については、一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保することとし、一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合を、一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。

- 2 当該手当は、基本給と合算して支給する。

第8条（賃金の決定にあたっての評価）

賃金の決定は、年度末に行う面接による勤務評価を活用し、職務の内容、成果、意欲、能力または経験等を公正に評価して行う。

第9条（賃金以外の待遇）

教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

第10条（教育訓練）

労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「プロスタッフ株式会社教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

第11条（その他）

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第12条（有効期間）

本協定の有効期間は、令和6年04月01日から令和7年03月31日までの1年間とする。

令和6年03月31日

プロスタッフ株式会社
労働者代表 黒田 勝男



プロスタッフ株式会社
代表取締役 山下 直毅



別表2-1 対象従業員の基本給及び賞与の額

一般事務員

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含)	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の責任者又は、最高度の専門知識を有し、総合的な判断及び意思決定を行う能力がある者。	①茨城 1,680	80	1,678	1,598	10年
		②千葉 1,770	84	1,762	1,678	
		③栃木 1,650	79	1,650	1,571	
		④埼玉 1,770	85	1,770	1,685	
L4 ラ ン ク	中規模組織の責任者又は高度な専門知識を有し、管理運営、計画作成、業務遂行、問題解決等を行う能力がある者。	①茨城 1,540	74	1,540	1,466	5年
		②千葉 1,620	77	1,617	1,540	
		③栃木 1,520	73	1,515	1,442	
		④埼玉 1,630	78	1,624	1,546	
L3 ラ ン ク	小規模組織の責任者として、業務指導、業務の改善提案、問題解決等を行う能力がある者。	①茨城 1,470	70	1,463	1,393	3年
		②千葉 1,540	74	1,537	1,463	
		③栃木 1,440	69	1,438	1,369	
		④埼玉 1,550	74	1,542	1,468	
L2 ラ ン ク	マニュアル及び上司の指示に従い定例的な業務に従事するとともに業務の改善、提案を行う能力がある者。	①茨城 1,320	63	1,314	1,251	1年
		②千葉 1,380	66	1,380	1,314	
		③栃木 1,300	62	1,292	1,230	
		④埼玉 1,390	66	1,385	1,319	
L1 ラ ン ク	マニュアル及び上司の指示、助言に従い定例的な業務に従事する能力がある者。	①茨城 1,150	55	1,142	1,087	0年
		②千葉 1,200	58	1,200	1,142	
		③栃木 1,130	54	1,123	1,069	
		④埼玉 1,210	58	1,204	1,146	

最低賃金を用いる

別表2-2 対象従業員の基本給及び賞与の額

会計事務員

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含)	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の責任者又は、最高度の専門知識を有し、総合的な判断及び意思決定を行う能力がある者。	①茨城 1,860	1,857	1,768	10年
		②千葉 1,950	1,950	1,857	
		③栃木 1,830	1,825	1,738	
		④埼玉 1,960	1,958	1,864	
L4 ラ ン ク	中規模組織の責任者又は高度な専門知識を有し、管理運営、計画作成、業務遂行、問題解決等を行う能力がある者。	①茨城 1,710	1,704	1,622	5年
		②千葉 1,790	1,790	1,704	
		③栃木 1,680	1,675	1,595	
		④埼玉 1,800	1,796	1,710	
L3 ラ ン ク	小規模組織の責任者として、業務指導、業務の改善提案、問題解決等を行う能力がある者。	①茨城 1,620	1,617	1,540	3年
		②千葉 1,700	1,699	1,618	
		③栃木 1,590	1,590	1,514	
		④埼玉 1,710	1,706	1,624	
L2 ラ ン ク	マニュアル及び上司の指示に従い定例的な業務に従事するとともに業務の改善、提案を行う能力がある者。	①茨城 1,460	1,455	1,385	1年
		②千葉 1,530	1,527	1,454	
		③栃木 1,430	1,430	1,361	
		④埼玉 1,540	1,533	1,460	
L1 ラ ン ク	マニュアル及び上司の指示、助言に従い定例的な業務に従事する能力がある者。	①茨城 1,270	1,264	1,203	0年
		②千葉 1,330	1,327	1,263	
		③栃木 1,250	1,242	1,182	
		④埼玉 1,340	1,332	1,268	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-3 対象従業員の基本給及び賞与の額

生活衛生サービス

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含)	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の責任者又は、最高度の専門知識を有し、総合的な判断及び意思決定を行う能力がある者。	①茨城 1,920	1,914	1,822	10年
		②千葉 2,010	2,010	1,914	
		③栃木 1,890	1,882	1,792	
		④埼玉 2,020	2,018	1,921	
L4 ラ ン ク	中規模組織の責任者又は高度な専門知識を有し、管理運営、計画作成、業務遂行、問題解決等を行う能力がある者。	①茨城 1,760	1,757	1,673	5年
		②千葉 1,850	1,845	1,757	
		③栃木 1,730	1,728	1,645	
		④埼玉 1,860	1,853	1,764	
L3 ラ ン ク	小規模組織の責任者として、業務指導、業務の改善提案、問題解決等を行う能力がある者。	①茨城 1,670	1,669	1,589	3年
		②千葉 1,760	1,753	1,669	
		③栃木 1,650	1,641	1,562	
		④埼玉 1,760	1,759	1,675	
L2 ラ ン ク	マニュアル及び上司の指示に従い定例的な業務に従事するとともに業務の改善、提案を行う能力がある者。	①茨城 1,500	1,499	1,427	1年
		②千葉 1,580	1,574	1,499	
		③栃木 1,480	1,474	1,403	
		④埼玉 1,590	1,581	1,505	
L1 ラ ン ク	マニュアル及び上司の指示、助言に従い定例的な業務に従事する能力がある者。	①茨城 1,310	1,302	1,240	0年
		②千葉 1,370	1,369	1,303	
		③栃木 1,280	1,280	1,219	
		④埼玉 1,380	1,373	1,307	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-4 対象従業員の基本給及び賞与の額

接客・給仕の職業

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額	対応する一般 の労働者の能 力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,940	93	1,940	1,847	10年
		②千葉 2,040	97	2,037	1,940	
		③栃木 1,910	91	1,907	1,816	
		④埼玉 2,050	98	2,045	1,947	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,780	85	1,779	1,694	5年
		②千葉 1,870	89	1,868	1,779	
		③栃木 1,750	84	1,749	1,665	
		④埼玉 1,880	90	1,876	1,786	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者とし て、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,690	81	1,690	1,609	3年
		②千葉 1,780	85	1,775	1,690	
		③栃木 1,670	80	1,662	1,582	
		④埼玉 1,790	85	1,782	1,697	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定期的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,520	73	1,519	1,446	1年
		②千葉 1,600	76	1,595	1,519	
		③栃木 1,500	72	1,494	1,422	
		④埼玉 1,610	77	1,602	1,525	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定期的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,320	63	1,319	1,256	0年
		②千葉 1,390	66	1,386	1,320	
		③栃木 1,300	62	1,297	1,235	
		④埼玉 1,400	67	1,391	1,324	

最低賃金を用いる

別表2-5 対象従業員の基本給及び賞与の額

生産設備(金属除く)

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額	対応する一般 の労働者の能 力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,730	93	1,730	1,647	10年
		②千葉 1,810	97	1,807	1,740	
		③栃木 1,700	91	1,697	1,616	
		④埼玉 1,820	98	1,815	1,747	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,590	85	1,589	1,504	5年
		②千葉 1,670	89	1,668	1,599	
		③栃木 1,560	84	1,549	1,475	
		④埼玉 1,670	90	1,676	1,606	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者とし て、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,510	81	1,510	1,429	3年
		②千葉 1,580	85	1,575	1,500	
		③栃木 1,480	80	1,472	1,405	
		④埼玉 1,590	85	1,582	1,507	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定期的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,350	73	1,349	1,284	1年
		②千葉 1,420	76	1,417	1,349	
		③栃木 1,330	72	1,327	1,263	
		④埼玉 1,430	77	1,422	1,354	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定期的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,180	63	1,172	1,116	0年
		②千葉 1,240	66	1,231	1,172	
		③栃木 1,160	62	1,152	1,097	
		④埼玉 1,240	67	1,235	1,176	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-6 対象従業員の基本給及び賞与の額

金属材料製造等

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額	対応する一般 の労働者の能 力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,770	93	1,770	1,683	10年
		②千葉 1,860	97	1,857	1,768	
		③栃木 1,740	91	1,738	1,655	
		④埼玉 1,870	98	1,863	1,774	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,630	85	1,622	1,544	5年
		②千葉 1,710	89	1,704	1,622	
		③栃木 1,600	84	1,594	1,518	
		④埼玉 1,710	90	1,710	1,628	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者とし て、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,540	81	1,540	1,466	3年
		②千葉 1,620	85	1,617	1,540	
		③栃木 1,520	80	1,515	1,442	
		④埼玉 1,630	85	1,624	1,546	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定期的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,390	73	1,384	1,318	1年
		②千葉 1,460	76	1,454	1,384	
		③栃木 1,370	72	1,361	1,296	
		④埼玉 1,460	77	1,459	1,389	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定期的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,210	63	1,203	1,145	0年
		②千葉 1,270	66	1,264	1,203	
		③栃木 1,190	62	1,183	1,126	
		④埼玉 1,270	67	1,268	1,207	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-7 対象従業員の基本給及び賞与の額

製品製造・加工処理

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,670	80	1,666	1,586	10年
		②千葉 1,750	84	1,750	1,666	
		③栃木 1,640	78	1,637	1,559	
		④埼玉 1,760	84	1,756	1,672	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,530	73	1,528	1,455	5年
		②千葉 1,610	77	1,606	1,529	
		③栃木 1,510	72	1,503	1,431	
		④埼玉 1,620	77	1,611	1,534	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,460	70	1,453	1,383	3年
		②千葉 1,530	73	1,525	1,452	
		③栃木 1,430	68	1,427	1,359	
		④埼玉 1,540	73	1,531	1,458	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,310	63	1,305	1,242	1年
		②千葉 1,380	66	1,371	1,305	
		③栃木 1,290	62	1,283	1,221	
		④埼玉 1,380	66	1,376	1,310	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,140	54	1,133	1,079	0年
		②千葉 1,200	57	1,191	1,134	
		③栃木 1,120	54	1,115	1,061	
		④埼玉 1,200	57	1,195	1,138	

最低賃金を用いる

別表2-8 対象従業員の基本給及び賞与の額

機械組立の職業

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,720	80	1,666	1,586	10年
		②千葉 1,810	84	1,750	1,666	
		③栃木 1,690	78	1,637	1,559	
		④埼玉 1,820	84	1,756	1,672	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,580	73	1,528	1,455	5年
		②千葉 1,660	77	1,606	1,529	
		③栃木 1,550	72	1,503	1,431	
		④埼玉 1,670	77	1,611	1,534	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,500	70	1,453	1,383	3年
		②千葉 1,580	73	1,525	1,452	
		③栃木 1,480	68	1,427	1,359	
		④埼玉 1,580	73	1,531	1,458	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,350	63	1,305	1,242	1年
		②千葉 1,420	66	1,371	1,305	
		③栃木 1,330	62	1,283	1,221	
		④埼玉 1,420	66	1,376	1,310	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,170	54	1,133	1,079	0年
		②千葉 1,230	57	1,191	1,134	
		③栃木 1,150	54	1,115	1,061	
		④埼玉 1,240	57	1,195	1,138	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-9 対象従業員の基本給及び賞与の額

製品検査(金属)

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平均 的な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平均 的な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,690	1,717	1,635	10年	1,688	1,607	10年
		②千葉 1,780	1,804	1,718		1,773	1,688	
		③栃木 1,660	1,689	1,608		1,659	1,580	
		④埼玉 1,780	1,811	1,724		1,779	1,694	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,550	1,577	1,501	5年	1,549	1,475	5年
		②千葉 1,630	1,656	1,577		1,627	1,549	
		③栃木 1,530	1,550	1,476		1,523	1,450	
		④埼玉 1,640	1,662	1,582		1,633	1,555	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,480	1,497	1,425	3年	1,472	1,401	3年
		②千葉 1,550	1,572	1,497		1,545	1,471	
		③栃木 1,450	1,472	1,401		1,446	1,377	
		④埼玉 1,560	1,578	1,502		1,551	1,477	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,330	1,344	1,280	1年	1,321	1,258	1年
		②千葉 1,390	1,413	1,345		1,389	1,322	
		③栃木 1,300	1,322	1,259		1,299	1,237	
		④埼玉 1,400	1,418	1,350		1,394	1,327	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,150	1,169	1,113	0年	1,148	1,093	0年
		②千葉 1,210	1,228	1,169		1,207	1,149	
		③栃木 1,130	1,149	1,094		1,129	1,075	
		④埼玉 1,220	1,232	1,173		1,211	1,153	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-10 対象従業員の基本給及び賞与の額

製品検査（金属除く）

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,660	79	1,651	1,572	10年
		②千葉 1,740	83	1,734	1,651	
		③栃木 1,630	78	1,623	1,545	
		④埼玉 1,740	83	1,740	1,657	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,520	73	1,515	1,442	5年
		②千葉 1,600	76	1,591	1,515	
		③栃木 1,490	71	1,489	1,418	
		④埼玉 1,600	77	1,598	1,521	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として、 業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,440	69	1,438	1,369	3年
		②千葉 1,510	72	1,510	1,438	
		③栃木 1,420	68	1,414	1,346	
		④埼玉 1,520	73	1,517	1,444	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,300	62	1,293	1,231	1年
		②千葉 1,360	65	1,358	1,293	
		③栃木 1,280	61	1,271	1,210	
		④埼玉 1,370	65	1,363	1,298	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,130	54	1,123	1,069	0年
		②千葉 1,180	57	1,180	1,123	
		③栃木 1,110	53	1,104	1,051	
		④埼玉 1,190	57	1,184	1,127	

最低賃金を用いる

別表2-11 対象従業員の基本給及び賞与の額

生産関連・生産類似

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,840	79	1,651	1,572	10年
		②千葉 1,930	83	1,734	1,651	
		③栃木 1,810	78	1,623	1,545	
		④埼玉 1,940	83	1,740	1,657	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,690	73	1,515	1,442	5年
		②千葉 1,780	76	1,591	1,515	
		③栃木 1,660	71	1,489	1,418	
		④埼玉 1,780	77	1,598	1,521	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として、 業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,610	69	1,438	1,369	3年
		②千葉 1,690	72	1,510	1,438	
		③栃木 1,580	68	1,414	1,346	
		④埼玉 1,690	73	1,517	1,444	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,440	62	1,293	1,231	1年
		②千葉 1,520	65	1,358	1,293	
		③栃木 1,420	61	1,271	1,210	
		④埼玉 1,520	65	1,363	1,298	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,250	54	1,123	1,069	0年
		②千葉 1,320	57	1,180	1,123	
		③栃木 1,230	53	1,104	1,051	
		④埼玉 1,320	57	1,184	1,127	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-12 対象従業員の基本給及び賞与の額

その他の輸送の職業

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平均 的な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,810	1,838	1,750	10年
		②千葉 1,900	1,930	1,838	
		③栃木 1,780	1,806	1,720	
		④埼玉 1,910	1,938	1,845	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,660	1,687	1,606	5年
		②千葉 1,740	1,772	1,687	
		③栃木 1,630	1,658	1,579	
		④埼玉 1,750	1,778	1,693	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として、 業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,580	1,602	1,525	3年
		②千葉 1,660	1,683	1,602	
		③栃木 1,550	1,574	1,499	
		④埼玉 1,660	1,689	1,608	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,420	1,439	1,370	1年
		②千葉 1,490	1,512	1,440	
		③栃木 1,400	1,415	1,347	
		④埼玉 1,490	1,518	1,445	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,230	1,250	1,190	0年
		②千葉 1,290	1,313	1,250	
		③栃木 1,210	1,229	1,170	
		④埼玉 1,300	1,318	1,255	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-13 対象従業員の基本給及び賞与の額

定置・建設機械運転

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,970	94	1,963	1,869	10年
		②千葉 2,070	99	2,062	1,963	
		③栃木 1,930	92	1,929	1,837	
		④埼玉 2,070	99	2,069	1,970	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,810	86	1,802	1,716	5年
		②千葉 1,900	91	1,894	1,803	
		③栃木 1,780	85	1,772	1,687	
		④埼玉 1,910	91	1,901	1,810	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として、 業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,720	82	1,711	1,629	3年
		②千葉 1,800	86	1,797	1,711	
		③栃木 1,690	81	1,683	1,602	
		④埼玉 1,810	86	1,804	1,718	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,540	74	1,538	1,464	1年
		②千葉 1,620	77	1,615	1,538	
		③栃木 1,520	72	1,512	1,440	
		④埼玉 1,630	78	1,622	1,544	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,340	64	1,336	1,272	0年
		②千葉 1,410	67	1,403	1,336	
		③栃木 1,320	63	1,314	1,251	
		④埼玉 1,410	68	1,410	1,342	

最低賃金を用いる

別表2-14 対象従業員の基本給及び賞与の額

運搬の職業

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平均 的な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,830	1,824	1,737	10年
		②千葉 1,920	1,917	1,825	
		③栃木 1,800	1,794	1,708	
		④埼玉 1,930	1,924	1,832	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,680	1,675	1,595	5年
		②千葉 1,760	1,759	1,675	
		③栃木 1,650	1,647	1,568	
		④埼玉 1,770	1,767	1,682	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として、 業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,590	1,590	1,514	3年
		②千葉 1,670	1,670	1,590	
		③栃木 1,570	1,564	1,489	
		④埼玉 1,680	1,676	1,596	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,430	1,430	1,361	1年
		②千葉 1,510	1,502	1,430	
		③栃木 1,410	1,405	1,338	
		④埼玉 1,510	1,507	1,435	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,250	1,242	1,182	0年
		②千葉 1,310	1,305	1,242	
		③栃木 1,230	1,221	1,162	
		④埼玉 1,310	1,310	1,247	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-15 対象従業員の基本給及び賞与の額

包装の職業

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平均 的な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,610	1,604	1,527	10年
		②千葉 1,690	1,685	1,604	
		③栃木 1,580	1,577	1,501	
		④埼玉 1,700	1,691	1,610	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,480	1,472	1,401	5年
		②千葉 1,550	1,545	1,471	
		③栃木 1,450	1,446	1,377	
		④埼玉 1,560	1,551	1,477	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として、 業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,400	1,398	1,331	3年
		②千葉 1,470	1,468	1,398	
		③栃木 1,380	1,375	1,309	
		④埼玉 1,480	1,474	1,403	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,260	1,256	1,196	1年
		②千葉 1,320	1,319	1,256	
		③栃木 1,240	1,234	1,175	
		④埼玉 1,330	1,325	1,261	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,100	1,091	1,039	0年
		②千葉 1,150	1,146	1,091	
		③栃木 1,080	1,073	1,021	
		④埼玉 1,150	1,150	1,095	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-16 対象従業員の基本給及び賞与の額

その他の運搬等の職業

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,760	84	1,751	1,667	10年
		②千葉 1,840	88	1,839	1,751	
		③栃木 1,730	82	1,721	1,639	
		④埼玉 1,850	88	1,845	1,757	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,610	77	1,606	1,529	5年
		②千葉 1,690	81	1,687	1,606	
		③栃木 1,580	76	1,579	1,503	
		④埼玉 1,700	81	1,693	1,612	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として、 業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,530	73	1,525	1,452	3年
		②千葉 1,610	77	1,603	1,526	
		③栃木 1,500	72	1,500	1,428	
		④埼玉 1,610	77	1,608	1,531	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,380	66	1,371	1,305	1年
		②千葉 1,440	69	1,439	1,370	
		③栃木 1,350	65	1,348	1,283	
		④埼玉 1,450	69	1,445	1,376	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,200	57	1,191	1,134	0年
		②千葉 1,260	60	1,251	1,191	
		③栃木 1,180	56	1,171	1,115	
		④埼玉 1,260	60	1,255	1,195	

最低賃金を用いる

別表2-17

農業の職業

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,750	84	1,751	1,667	10年
		②千葉 1,840	88	1,839	1,751	
		③栃木 1,720	82	1,721	1,639	
		④埼玉 1,850	88	1,845	1,757	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,610	77	1,606	1,529	5年
		②千葉 1,690	81	1,687	1,606	
		③栃木 1,580	76	1,579	1,503	
		④埼玉 1,700	81	1,693	1,612	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として、 業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,530	73	1,525	1,452	3年
		②千葉 1,600	77	1,603	1,526	
		③栃木 1,500	72	1,500	1,428	
		④埼玉 1,610	77	1,608	1,531	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,370	66	1,371	1,305	1年
		②千葉 1,440	69	1,439	1,370	
		③栃木 1,350	65	1,348	1,283	
		④埼玉 1,450	69	1,445	1,376	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,190	57	1,191	1,134	0年
		②千葉 1,250	60	1,251	1,191	
		③栃木 1,170	56	1,171	1,115	
		④埼玉 1,260	60	1,255	1,195	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-18

生産設備(機械)

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の平均的 な賃金の額	対応する一般 の労働者の能力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,740	84	1,736	1,653	10年
		②千葉 1,830	88	1,824	1,737	
		③栃木 1,710	82	1,708	1,626	
		④埼玉 1,840	88	1,831	1,743	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,600	77	1,593	1,517	5年
		②千葉 1,680	81	1,673	1,593	
		③栃木 1,570	76	1,566	1,491	
		④埼玉 1,680	81	1,679	1,599	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として、 業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,520	73	1,512	1,440	3年
		②千葉 1,590	77	1,589	1,513	
		③栃木 1,490	72	1,487	1,416	
		④埼玉 1,600	77	1,594	1,518	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,360	66	1,360	1,295	1年
		②千葉 1,430	69	1,428	1,360	
		③栃木 1,340	65	1,337	1,273	
		④埼玉 1,440	69	1,434	1,365	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,190	57	1,182	1,125	0年
		②千葉 1,250	60	1,241	1,181	
		③栃木 1,170	56	1,162	1,106	
		④埼玉 1,250	60	1,246	1,186	

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-19

清掃の職業

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般の 労働者の平均 的な賃金の額	対応する一般 の労働者の能 力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 1,750	83	1,750	1,667	10年
		②千葉 1,840	88	1,839	1,751	
		③栃木 1,730	82	1,721	1,639	
		④埼玉 1,850	88	1,845	1,757	
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,610	76	1,605	1,529	5年
		②千葉 1,690	80	1,686	1,606	
		③栃木 1,580	75	1,578	1,503	
		④埼玉 1,700	81	1,693	1,612	
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,530	73	1,525	1,452	3年
		②千葉 1,610	76	1,602	1,526	
		③栃木 1,500	71	1,499	1,428	
		④埼玉 1,610	77	1,608	1,531	
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,370	65	1,370	1,305	1年
		②千葉 1,440	69	1,439	1,370	
		③栃木 1,350	64	1,347	1,283	
		④埼玉 1,450	69	1,445	1,376	
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,200	57	1,191	1,134	0年
		②千葉 1,260	60	1,251	1,191	
		③栃木 1,180	56	1,171	1,115	
		④埼玉 1,260	60	1,255	1,195	

最低賃金を用いる

別表2-20

自動車運転の職業

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城 2,000	83	1,750	1,667
		②千葉 2,100	88	1,839	1,751
		③栃木 1,960	82	1,721	1,639
		④埼玉 2,110	88	1,845	1,757
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城 1,830	76	1,605	1,529
		②千葉 1,930	80	1,686	1,606
		③栃木 1,800	75	1,578	1,503
		④埼玉 1,930	81	1,693	1,612
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城 1,740	73	1,525	1,452
		②千葉 1,830	76	1,602	1,526
		③栃木 1,710	71	1,499	1,428
		④埼玉 1,840	77	1,608	1,531
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城 1,570	65	1,370	1,305
		②千葉 1,640	69	1,439	1,370
		③栃木 1,540	64	1,347	1,283
		④埼玉 1,650	69	1,445	1,376
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城 1,360	57	1,191	1,134
		②千葉 1,430	60	1,251	1,191
		③栃木 1,340	56	1,171	1,115
		④埼玉 1,430	60	1,255	1,195

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-21

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	0	1,993	1,898
		0	2,094	1,994
		0	1,959	1,866
		0	2,101	2,001
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	0	1,829	1,742
		0	1,922	1,830
		0	1,799	1,713
		0	1,929	1,837
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	0	1,737	1,654
		0	1,825	1,738
		0	1,708	1,627
		0	1,831	1,744
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	0	1,561	1,487
		0	1,640	1,562
		0	1,535	1,462
		0	1,646	1,568
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	0	1,357	1,292
		0	1,425	1,357
		0	1,334	1,270
		0	1,430	1,362

⇒印 最低賃金を用いる

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	0	-	0
		0	-	0
		0	-	0
		0	-	0
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	0	-	0
		0	-	0
		0	-	0
		0	-	0
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	0	-	0
		0	-	0
		0	-	0
		0	-	0
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定例的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	0	-	0
		0	-	0
		0	-	0
		0	-	0
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定例的な業 務に従事する 能力がある 者。	0	-	0
		0	-	0
		0	-	0
		0	-	0

別表2-22

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対 応 す る 一 般 の 労 働 者 の 平 均 的 な 賃 金 の 額	対 応 す る 一 般 の 労 働 者 の 平 均 的 な 賃 金 の 額	対 応 す る 一 般 の 労 働 者 の 能 力・経 験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城	0	-	0	10年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城	0	-	0	5年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城	0	-	0	3年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定期的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城	0	-	0	1年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定期的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城	0	-	0	0年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		

最低賃金を用いる

別表2-23

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対 応 す る 一 般 の 労 働 者 の 平 均 的 な 賃 金 の 額	対 応 す る 一 般 の 労 働 者 の 平 均 的 な 賃 金 の 額	対 応 す る 一 般 の 労 働 者 の 能 力・経 験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城	0	-	0	10年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城	0	-	0	5年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城	0	-	0	3年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定期的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城	0	-	0	1年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定期的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城	0	-	0	0年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		

⇒印 最低賃金を用いる

別表2-24

等級	職務の内容	基本給額 退職手当6% 合算後	0.05	対応する一般の 労働者の平均的 な賃金の額(退職 手当含む)	対 応 す る 一 般 の 労 働 者 の 平 均 的 な 賃 金 の 額	対 応 す る 一 般 の 労 働 者 の 平 均 的 な 賃 金 の 額	対 応 す る 一 般 の 労 働 者 の 能 力・経 験
L5 ラ ン ク	大規模組織の 責任者又は、 最高度の専門 知識を有し、 総合的な判断 及び意思決定 を行う能力が ある者。	①茨城	0	-	0	10年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L4 ラ ン ク	中規模組織の 責任者又は高 度な専門知識 を有し管理運 営、計画作 成、業務遂 行、問題解決 等を行う能力 がある者。	①茨城	0	-	0	5年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L3 ラ ン ク	小規模組織の 責任者として 、業務指 導、業務の改 善提案、問題 解決等を行う 能力がある 者。	①茨城	0	-	0	3年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L2 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指示 に従い定期的 な業務に従事 するとともに 業務の改善、 提案を行う能 力がある者。	①茨城	0	-	0	1年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		
L1 ラ ン ク	マニュアル及 び上司の指 示、助言に従 い定期的な業 務に従事する 能力がある 者。	①茨城	0	-	0	0年	
		②千葉	0	-	0		
		③栃木	0	-	0		
		④埼玉	0	-	0		

⇒印 最低賃金を用いる